

回答書

令和3年1月6日

件名:共同住宅附置義務駐車場の実態調査等業務委託その1

上記件名に係る設計(仕様)書の内容に関する質問について、次のとおり回答します。

No.	設計(仕様書)の該当箇所	質問内容	回答
1	5 調査対象建築物及び調査対象エリア	調査対象建築物は発注者側で選定されたうえでリスト等をご提供いただけますでしょうか。	確認申請のデータを基にしたリストを提供します。設定より多い件数にてリストを提供し、その中から調査しやすい範囲で件数を調整していただきます。
2	5 調査対象建築物及び調査対象エリア	調査対象エリアは市内の複数駅周辺とのことですが、想定されている駅、または駅数をご教授いただくことはできますでしょうか。	戸塚駅周辺及び関内駅周辺等、20エリア程度を想定しています。調査対象地域が広域にならないように、区やエリアを限定する予定のため、駅周辺以外が調査エリアになることもあります。
3	4 業務内容	調査実施にあたって敷地内への立入が想定されますが、発注者側で立入許可を取っていただけるということでしょうか。	発注者側で敷地内への立入許可は取らないため、原則として敷地外から目視できる範囲で調査を行ってください。管理人室がある場合等、その場で立入許可が取れる場合は、調査目的や調査内容を説明のうえ、立入許可を取ってください。
4	4 業務内容	調査は目視が基本となると想定されますが、機械式の駐車場等、機械を操作しないと設置台数を確認できない場合などはどのような対応になりますでしょうか。	目視で確認できないものは原則として調査不要としますが、立入やヒアリングが行える場合は、調査を行ってください。
5	4 業務内容	駐車場利用状況調査の内容についてご教授いただけますでしょうか。(例えば、特定時間帯の駐車台数の観測など)	時間帯の区別なく、現地で駐車されている台数の確認及びヒアリングを行い、利用率の調査を行います。